

仕 様 書

1 件 名	東雲本町一丁目仮設建物（仮称）の賃貸借
2 履行場所	広島市南区東雲本町一丁目 （用途地域）第一種住居地域（法定建蔽率 60%、法定容積率 200%） （防火地域）準防火地域 （そ の 他）宅地造成等工事規制区域、汚水供用開始区域、雨水供用開始区域、 景観計画重点地区（一般区域）、都市機能誘導区域（都心型）、 居住誘導区域
3 概 要	用 途 地域防災・交流拠点（防災備蓄倉庫・集会施設）
	構 造 軽量鉄骨造 平屋建て
	規 模 延べ床面積 60 m ² （程度）
	その他詳細は、図示による。
4 契約期間	契約締結の日から令和 13 年 3 月 31 日まで （設 置 期 間）令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで （賃貸借期間）令和 9 年 1 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
5 付帯設備	電気設備・衛生設備・消防設備・空調設備・上下水道設備・ガス設備・その他法令により設置を義務づけられている設備
6 図 面 仕 様	図 面 A01～A04 …… 4 枚 計 4 枚
	仕 様 No. 1～No. 9 …… 9 枚
	No. 10（別紙 1） …… 1 枚
	No. 11～No. 12（別紙 2） …… 2 枚
	No. 13（別紙 3） …… 1 枚 計 13 枚
7 一般仕様	1 適正な施工の確保 (1) 関係法令を遵守し行うこと。 (2) 適切な資格、技術力を有する者を配置すること。 (3) 暴力団からのあらゆる不当な要求に対し断固としてこれを拒否すること。 また、被害者に対しては速やかに警察に通報し、捜査協力に努めること。 2 建物等設置に係る各種申請手続き（計画通知・消防設備計画書等に必要な書類及び図面の作成。検査済証の交付まで。）はすべて、賃貸人が遅滞なく行うこと。 3 法令上必要とされる設備その他の費用は、賃貸人の負担とする。 4 下請契約について (1) 業務の的確な施工を確保するため、下請契約をしようとする場合は「建設産業における生産システム合理化指針」（平成 3 年 2 月 5 日建設省経構発第 2 号）の趣旨により、下請契約における受注者の適正な選定、合理的な下請契約の締結、請負代金支払等の適正な履行、下請けにおける雇用管理等への指導を行い、本指針の遵守に努めること。 (2) 施工に際して、資材を購入し、又は、やむを得ず設置業務の一部（主体部分を除く。）を第三者に請け負わせようとする場合は、地元中小業者に発注するよう努めること。 5 災害防止対策等について (1) 施工にあたっては、「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編」（建設事務

次官通達平成 5 年 1 月 12 日付) 及び「建築工事安全施工技術指針」(建設省営監発第 13 号の 2 ロ平成 7 年 5 月 25 日付) を遵守して公衆災害防止に努めること。また、クレーン車による作業中は、保安要員を配置し、車両の出入りの際には、誘導員を配置する等、安全を期すること。

- (2) 作業場の内外を問わず、本工事にともなう危険・騒音・火災・風水害対策等は、関係法規に従って常に遺漏のないよう養生、看板、案内板等の方策を講ずること。
- (3) 施工中の騒音、振動、塵埃、飛散物、道路損傷、通行障害その他近隣に対する公害が発生しないよう各種法令を遵守し関係官庁の指導を受けて、施工にあたること。
- (4) 作業時間については、近隣への配慮を行うこととし、苦情等が出た場合は速やかに対応すること。
- (5) 「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」に基づき指定された建設機械を使用すること。
- (6) 騒音規制法・振動規制法により制限を受ける作業については市環境局環境保全課大気騒音係と打合せを行うこと。
- (7) 架線下(高圧線、電話線等)及びその付近でクレーン作業をする場合は、安全対策について関係会社と協議を行い、必要に応じ協議書を交わすこと。

6 施工中に発生する建設廃棄物等の処分について

- (1) 施工により発生する建設廃材等の産業廃棄物並びに屑がら等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に適合するよう処理すること。
- (2) 現場内で焼却しないこと。
- (3) 工事発生土の良質土については、原則として場内利用とする。その他は、構外搬出適切処分(自由処分)とする。ただし、不法投棄のないよう責任を持って処理すること。

7 施工により、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 12 年法律第 113 号。以下「資源有効利用促進法」という。)に定める指定副産物(以下「指定副産物」という。)(建設発生土を除く)が発生する場合は、中間処理の許可を有する再資源化施設に搬出するよう努めること。

なお、産業廃棄物に該当する指定副産物の運搬、搬出等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること。

8 ダンプトラック等による過積載の防止について

- (1) 最大積載重量を超えて土砂等を積み込まず、又は積み込みさせないこと。
- (2) さし枠装着車、「土砂を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和 42 年法律第 131 号)」(以下「ダンプ規制法」という。)の表示番号等の不表示車(以下「不表示車」という。)に土砂等を積み込まず、又は積み込ませないこと。
- (3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車等を土砂等の運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (5) 建設発生土の処理及び骨材の搬入等にあたって、下請業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (6) ダンプ規制法の目的に鑑み、同法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏ま

	え、同団体等への加入車の使用を促進すること。 (7) (1)～(6)のことについて、賃貸人は、下請業者を十分指導すること。 9 地球環境保全対策について 特定フロンを使用した現場発泡ウレタンフォームを使用しないこと。 また、工場製造の発泡樹脂板を使用する場合は、その製造過程で特定フロンを使用しないものに限る。 10 工事着手時期等について (1) 工事施工中は通行者の安全性を十分確保し、適切な仮設計画のうえ施工すること。 (2) 仮設建物の工事着手は原則、令和8年4月以降に行うものとする。 なお、事前に賃借人と調整のうえ行うこと。 11 その他 (1) 建築士法に基づき、契約締結前に重要事項説明を行うこと。 (2) 積雪荷重は、適切な値を見込むこと。 (3) 電気、機械の付帯設備工事には、それぞれ所定の有資格者に施工させること。 (4) 掘削作業等において、地下埋設物等に干渉しないよう十分に留意すること。 (5) 工期には、原則として工事の施工を行わない日曜日、祝日、各種の審査日数及び検査に要する期間を見込んでいる。 (6) 工事着工に先立ち、建築確認済証の交付を確認する等、法令遵守すること。 (7) 発生材の引渡しは要しない。
8 提出書類等	1 契約後、速やかに全体業務工程表を作成し、市担当者に提出すること。 2 工事着手前までに、以下の書類及び図面等を作成し、市担当者に提出すること。 (共通) 計画通知書及び確認済証、工程表、仮設計画図等 (建築) 平面図、立面図、断面図、構造図等 (電気) 電灯・コンセント・弱電平面図等 (機械) 空調・給排水・ガス設備平面図等 ※正副2部 (CAD データ含む) 3 工事完成後は、速やかに以下の書類を提出し、市担当者の完了検査を受けること。 (1) 工事完了通知書 (2) 検査済証、検査結果通知書の写し (3) 計画通知書類一式 (4) 写真帳 (A4 版アルバム製本、サービス版) 設置前、平面図、竣工後全景写真、竣工後各室内部写真等 ※写真は工程、工種ごとに撮影し、平面図に撮影方向を矢印で図示し、写真番号と合わせること。 (5) 上記以外で、協議や計画などに必要と思われる書類を適宜提出すること。
9 特記仕様 (建築工事等)	(建築工事) 一般事項 1 建築基準法に基づく延焼の恐れのある部分は、同法に適合する建具等を設置すること。 2 契約後における材料、仕様等の変更は原則認めない。ただし、市担当者との協議により承諾を得た場合は変更を可能とする。

- 3 既存構造物等の撤去や仮設建物設置の際の事前調査を十分に行い、必要な費用（フェンス等の外構関係、その他撤去物、調査費用等）は全て、賃貸人の負担とする。また、復旧費用も同様とする。
- 4 必要に応じて、賃貸人が現地調査等を行うこと。
- 5 必要な範囲内において、既存敷地の適法性の確認を行うこと。
- 6 工事車両の入退場は、周辺住民の通行などに細心の注意を払うこと。
また、交通誘導員により工事現場内へ安全に車両を誘導するとともに、交通規制を遵守すること。
- 7 工事期間中における、大型車両等の搬入出時などは、交通誘導員を配置するなど周囲の安全を確保すること。
- 8 工事中において、周辺道路などが土壌などにより汚れた場合、速やかに清掃等を行うこと。
- 9 施工に際して事前に、市担当者と協議の上速やかに工程表及び仮設計画を作成し、工事の着手日も含めて、市担当者の承認を得ること。
また、令和8年12月末までに仮設建物の設置を完了させること。

特記事項

- 1 特記ない限り、プレハブ本体はメーカー仕様とし、準耐火以上の性能を有するものとする（責任施工とし、施工期間中の一切の責任を負うものとする。）。
- 2 内装材（屋根裏を含む）は、すべて F☆☆☆☆材を使用すること。
- 3 強度上補足材等が必要な場合は、図示の有無にかかわらず取り付けること。
- 4 必要な箇所に底を設けること。
- 5 仕上表の仕様に加え、必要に応じて壁や床等に断熱対策を施すこと。
- 6 天井点検口は、市担当者と協議の上、必要な箇所に設置すること。
- 7 仮設建物の配置計画（必要に応じ、2 案程度提案すること）、備品等（下足箱、傘立て等）の配置計画、外壁の仕様（必要に応じ、3 案程度提案すること）、鍵の位置や高さ・仕様、仮設計画図等は、市担当者と協議の上速やかに図面を作成し、市担当者の承認を得ること。
- 8 給湯室内のガスを使用する機器は、プロパンガス用とすること。
- 9 建物出入口など必要に応じて底等を計画し、雨のかからないよう計画すること。
- 10 仕様書に記載のない事項（参考図と現場が異なる場合等）については、賃借人と協議して決定する。
- 11 仕様については、次表および参考図等を参考とする。
市担当者と協議の上、速やかに図面を作成し、市担当者の承認を得ること。

（外部仕上げなど）

基 礎	・鉄筋コンクリート造布基礎を基本とする。 ・地耐力を考慮のうえ、適切に計画すること。
根 廻 り	・基礎および外壁などの構造をふまえ適切に計画すること。 ・適宜、床下換気口取付けなどを必要な個所に計画すること。
屋 根	・カラーガルバリウム鋼板 折板 厚 0.6mm、山高 88mm (裏面：発泡ポリエチレンフォーム張 厚 4mm) ・その他必要な雨音対策を施すこと。
外 壁	・窯業形サイディング 厚 16mm 以上

		樋	・軒樋、豎樋はメーカー仕様とする。（雨水配管及び雨水桝も含む） ・原則 10M 以内及び分岐部分（角部も含む）には、雨水排水桝を設置し、既設の雨水側溝に繋ぐこと。なお、配管や軒樋の勾配には十分に配慮すること。
		外部建具	・アルミサッシ ・ガラスは基本的に強化ガラスとし、透明又は型板ガラスとする。なお、ペアガラス又は 2 重サッシとすること。 - 防火設備等で、ガラス種別が指定される場合、ガラスの割れや飛散などに対し、別途対策を行うこと。 ・外側又は内側に飛散防止対策を施すこと。（強化ガラスの場合はフィルム等の飛散防止措置は不要とする。） ・網戸（アルミ製、18 メッシュ）を各窓に取付けること。
		床	・次のものを基本とする。 なお、室用途に合わせた仕上げを適切に計画すること。 タイルカーペット 床板：合板 厚 12mm 断熱材 厚 25mm 床パネル：合板 厚 12mm 根太：30*90@300 鋼製大引 束石＋木束 75*75@900 土間コンクリート 防湿シート敷 碎石 厚 100mm 捨コン 厚 50mm
		壁	・次のものを基本とする。 ビニールクロス 石膏ボード 12.5mm グラスウール 24k 厚 50mm LGS 下地
		天井	・次のものを基本とする。 ビニールクロス 石膏ボード 9.5mm グラスウール 24k 厚 100mm LGS 下地 ・天井高は 2.5m 以上を基本とする。
		内部建具	・アルミ製建具又は木製建具 ・仕様は外部建具に準ずること。
		(外構工事) 一般事項 1 給湯室前については、プロパンガスボンベの設置を想定し、コンクリート舗装とすること。	

(備品等)

一般事項

- 1 市担当者と協議の上、必要な備品などを適宜配置すること。
 なお、別紙1「表① 備品等の一覧表（参考）」を参考数量とする。
 ※参考数量に記載無きものは参考図に記載のあるものを参考数量とする。
- 2 転倒の恐れのある備品には適宜、転倒防止措置を講じること。

特記事項

- 1 棚等は十分な荷重に耐えられる構造とすること。
- 2 賃借人が設置する備品において、躯体など構造上主要な部分を除き、転倒防止等のために行う加工は原則、承諾するものとする。ただし、その他、特別な事情がある場合はこの限りではない。

(電気設備)

一般事項

- 1 施工は、図面及び仕様書によるほか、電気設備に関する技術基準内線規程、建築基準法及び消防法等に準拠すること。
- 2 電気引込は外部電力柱からの単独引込とする。また、電力会社と協議し、引込工事を適切に行い本施設へ必要とする電力量を供給する。なお、それら電力会社との協議により発生した申請費を含む経費等が必要な場合は、賃貸人の負担とする。

特記事項

- 1 幹線の電気方式は、原則として下記による。
 電灯・コンセント（単相3線式 100/200V 又は単相2線式 100V）
- 2 配線は、原則としてケーブルで施工する。（天井内ころがし、露出部分は露出配管（VE、PF 管）とする。）
- 3 分電盤は、市担当者と協議の上、必要な設備を設置すること。
- 4 室内に設置する機器・配線は、原則として下記による。
- 5 電気の接続については、現地を十分に調査の上接続すること。
- 6 以下の設備（コンセントや照明、スイッチ等）の設置箇所（内部及び外灯等）や高さ、仕様（照度センサーやタイマー付き等）については、以下の内容を参考としながら、市担当者と協議の上速やかに図面を作成し、市担当者の承認を得ること。

※機器

(1) 照明器具

照明はすべて LED 照明とし、照度については JIS 照度基準に基づき適切に器具を設置すること。

(2) コンセント（2口）

適宜必要な個所にコンセント設備を設けること。

また、壁掛け扇風機や空調設備など設備用にコンセントを設ける場合は適宜必要な数量および電圧を確保すること。

(3) スイッチ

動線に配慮し、必要箇所に設置すること。

- (4) 放送設備
なし
- (5) 防犯カメラ設備
なし
- (6) インターホン設備
なし

※配線（交換機等付属設備含む）

- (1) 電灯・コンセント配線
VV-F ケーブルとし、詳細は下記による。
 - ・電灯回路 1.6-2C 又は 1.6-3C
 - ・コンセント回路 2.0-2C 又は 2.0-3C
- (2) LAN 回線
なし（空配管のみ整備）
- (3) テレビ配線
なし（空配管のみ整備）
- (4) 電話設備
なし
- (5) その他

適宜必要な数量および設備を配置すること。なお、別紙1「表② その他設備の一覧表（参考）」及び参考図は参考数量とし、照明器具など数量の記載無きものは適宜必要な数量を見込むこと。

（機械設備）

一般事項

- 1 施工は、図面及び仕様書によるほか、広島市水道局「給水装置の設計施工事務取扱要綱」、広島市下水道局管理部管理課「排水設備の手引き」、広島市都市計画局監修の機械設備工事機材等標準図その他、関係法令に準拠すること。
- 2 給排水管類は全て新品とする。
- 3 給水は、単独で公共水道管より引き込むこと。その際、広島市水道局と協議した上で指導に基づく工事を行い、申請業務及び申請手数料、施設整備納付金（給水負担金）等は賃貸人の負担とする。
- 4 排水は、単独で公共下水道管より引き込むこと。その際、南区役所地域整備課と協議した上で、指導に基づく工事を行い、申請業務及び申請手数料等は賃貸人の負担とする。

特記事項

- 1 配管の材質は、下記による。
 - (1) 給水管 給水用塩化ビニール管（HIVP）
 - (2) 排水管 塩化ビニール管（VP）
 - (3) ガス配管 適宜
- 2 露出給水湯管は適切に保温を行うこと。
- 3 給排水引き込みは、市担当者の承認を得て、給水管から分岐し、土中で接続すること。

	4 給水管の地中埋設深さは、図示なき限り土被り 300mm 以上とすること。 5 室内機取り付けで、建築強度上支障がある場合は、天井補強等を行うこと。 6 冷媒配管はすべて樹脂化粧ケース内配管とする。ドレン配管室内部は保温チューブ巻きとする。ドレン配管は雨水桝側溝等に逆流しないように接続すること。 7 給排水の接続は、現地を十分に調査の上接続すること。 8 ガス設備は、ガスボンベ設置場所からガス機器まで配管し、ガスボンベ設置後、使用できるようにすること。また、ガスボンベ設置場所は協議により決定すること。 9 仮設建物の屋外に立水栓と水受けを設置すること。 10 以下の設備（空調設備等）の設置箇所や仕様については、以下の内容を参考としながら、市担当者と協議の上速やかに図面を作成し、市担当者の承認を得ること。 ※機器 (1) 空調設備 面積及び用途に適応した冷暖房空調設備を設置すること。ただし、床置き型は設置不可とする。 (2) 換気扇（24 時間換気タイプ） 建築基準法に準拠する性能を有する換気扇（24 時間換気）を給湯室、トイレなど必要に応じ換気扇を設置すること。 (3) 給排水衛生設備等 用途に応じた給排水設備等を計画すること。また、屋外に設置するものも同様とする。暖房機能（温度調整可能）・自動洗浄機能付きの便座とすること。 (4) ガス設備 給湯室など、必要な箇所に施工した上で、適切に配管すること。給湯方式はガス給湯器を適切に整備すること。 (5) 壁掛け扇風機 なし (6) その他 適宜必要な数量および設備を配置すること。なお、別紙 1「表② その他設備の一覧表（参考）」及び参考図は参考数量とし、数量等の記載無きものは適宜必要な数量を見込むこと。 （消防設備） 一般事項 消防設備は、区の消防署と協議を行った上で決定し、申請及び手続に係る費用は賃貸人の負担とする。 特記事項 消火器は壁面収納にするなど、極力、突起が生じないよう考慮すること。
10 特記仕様 （使用材料 の選定）	1 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。

	2 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 3 接着剤はフタン酸ジ-n-ブチル及びフタン酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑材を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 4 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 5 1、3 及び 4 の建築材料等を使用して作られた造り付け家具等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 6 ホルムアルデヒドの放散量は、建築基準法を遵守したものとする。 7 本工事においては、アスベスト含有建材料（アスベストを原材料として使用している建材）を使用しないこと。 8 延焼の恐れのある部分に取り付ける換気扇等開口となる部分は、FD 付とする。
11 特記仕様 (室内空気 汚染対策)	1 接着剤及び塗料の塗布にあたっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し適切な乾燥時間をとるものとする。また、施工時、施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。 2 室内濃度を別紙 2「室内空気汚染対策について（別表）」により測定し、市担当者に報告書を提出すること。
12 特記仕様 (その他)	1 撤去工事 本件には、賃貸借期間満了後の仮設建物の撤去工事は含まない。 2 仮設建物の不具合に対する対応 賃貸借期間中に発生した不具合（停電、故障、経年劣化等）については、賃貸人の負担で補修等を行うこと。ただし、賃借人の過失による破損等は賃借人において負担する。 3 瑕疵発生時の対応 仮設建物設置工事期間及び賃貸借期間中に賃貸人の原因による瑕疵が発生した場合には、賃貸人の負担により即時に修繕等の対応をしなければならない。また、その際に賃借者への連絡を密に行うこと。 4 保険 賃貸人は、仮設建物、その附属物及び賃貸人が所有する設備・備品に対し、必要な保険に加入する。 5 公租公課 仮設建物に公租公課等が課税されたときは、賃貸人の負担とする。 6 仮設建物に係る経費 仮設建物に係る経費は、契約書、本仕様書、図面によるほか、別紙 3「仮設建物に係る経費負担一覧表」による。

(別紙 1)

表① 備品等の一覧表 (参考)

部屋名	備品・設備	大きさ (W*D*H) 数量等	備考
多目的室	掛時計	1 個	電池式壁掛け型
	下駄箱	1 個	20 足以上
	吊戸棚・昇降棚	7 式	間口 900 mm、南側の壁
	カーテンレール	全ての窓・出入口	
	カーテン	全ての窓・出入口	遮光・防炎仕様
	消火器	1 本	消防法に準じて設置すること
WC	鏡	2 枚	
	洋式便器	2 基	温水洗浄便座 (暖房機能付き)
	手洗い器	2 式	
給湯室	ガスコンロ	1 口程度	
	給湯器	1 式	
	手洗い器	1 式	
	収納棚	1 式	
屋外	立水栓・水受け	1 式 (水受け:1,200* 600 程度)	北側の壁に設置

表② その他設備の一覧表 (参考)

室名	設備名称		数量	備考
多目的室	照明器具	天井	12	LED40 型
	空調設備	壁	2	空調設備
	換気扇	壁	1	換気扇
	コンセント	壁	6	換気扇含む
	L A N端子	壁	2	空配管のみ
給湯室	照明器具	天井	2	
	コンセント	壁	3	換気扇含む
	換気扇	壁	1	
WC	照明器具	天井	4	
	コンセント	壁	4	換気扇含む
	換気扇	壁	2	
外壁	照明器具	壁	1	外灯 (扉)
	コンセント	壁	1	北側の壁に設置

(別紙 2)

室内空気汚染対策について (別表)

1 測定する対象物質と厚生労働省が定める指針値

① ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm) 以下
② トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm) 以下
③ キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm) 以下
④ パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm) 以下
⑤ エチルベンゼン	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88ppm) 以下
⑥ スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm) 以下

2 測定方法

測定は、原則としてパッシブ型採取機器を用いて、次の要領で行う。

なお、測定方法は、市担当者の承諾を受けること。

(1) 30 分間換気

測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押入れ等の収納部分の扉を含む。）を開放し、30 分間換気する。

(2) 5 時間閉鎖

(1)の後、測定対象室のすべての窓及び扉を 5 時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入れ等の収納部分の扉は開放したままとする。

(3) 測定

測定は次の(ア)から(ウ)による。

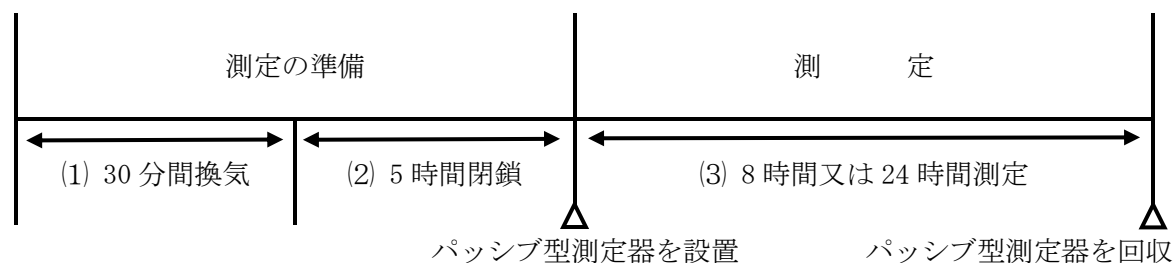
パッシブ型採取機器の設置場所は、部屋の中央付近で、床から 1.2～1.5m とする。

(ア) (2)の状態のままで測定する。

(イ) 測定時間は、原則として 24 時間とする。ただし工程等の都合により、24 時間測定が行えない場合は、8 時間測定とする。

なお、8 時間測定の場合は、午後 2 時～3 時が測定時間帯の中央となるよう、10 時 30 分～18 時 30 分までの時間帯で測定する。

(ウ) 測定回数は 1 回とし、複数回の測定は不要とする。



注：(1) (2) (3)において、換気設備又は空気調和設備は稼動させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼動させないものは停止させたままとする。

(4) 分析

採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する。

3 測定結果の報告

- ① 工事名、工事場所、建物用途
- ② 構造・規模
- ③ 対象室の仕上表及び材料の等級並びに採取位置（平面図）

測定条件及び測定結果（測定開始日、測定終了日、天候、測定方法、測定機器、製造者、分析方法、測定対象室名、室面積、測定物質、測定値、バッジ等番号（パッシブ型の場合）、測定時の空調換気方法、設計機械換気量、省エネモードの有無、測定開始時の室内温度、湿度、内装工事終了からの日数、測定時間、状況写真）

4 測定結果が厚生労働省の指針値を超えた場合の措置

測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度 2 により測定を行う

(別紙 3)

仮設建物に係る経費負担一覧表

対象経費項目		賃借人	賃貸人
共通	保険の付保に必要な経費		○
	公租公課		○
	隠れた瑕疵担保責任の履行に係る費用		○
	復旧費※	火災・天変地異等による仮設建物の滅失・損傷	○
		第三者の加害行為（破壊・盗難・汚損・放火等）による仮設建物の滅失・損傷	○
設置期間中	設置（既設構造物の撤去・復旧を含む）に係る経費		○
	仕様書等に記載のない地中障害物の撤去等に係る費用	○	
	設置に係る各種許認可費用、申請手数料等		○
	消防署の指示による消防設備等の整備費用		○
	設置工事に係る光熱水費		○
	関係機関との協議、仮設建物設置に係る近隣説明周知費用		○
	設置に係る安全対策費（交通誘導員、仮囲い等）		○
賃貸借期間中	賃貸借期間中の不具合に係る経費		○
	法定点検等の費用		○
	賃借人の故意又は過失による破損等の補修費	○	
	消耗品（電池、電球、フィルター等）の補充、交換費用	○	

※原則、賃貸人が保険の範囲内で復旧する。